

第4編

災害時の対応

第 1 章 救助・救急、医療等活動

本編第 4 編第 1 章「救助・救急、医療等活動」を準用する。

第 2 章 要配慮者の支援

本編第 4 編第 2 章「要配慮者の支援」を準用する。

第 3 章 保健衛生・動物愛護管理

本編第 4 編第 3 章「保健衛生・動物愛護管理」を準用する。

第 4 章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給

本編第 4 編第 4 章「食料・飲料水及び生活必需品等の供給」を準用する。

第 5 章 緊急輸送活動

本編第 4 編第 5 章「緊急輸送活動」を準用する。

第 6 章 防災関係機関相互の連携

本編第 4 編第 6 章「防災関係機関相互の連携」を準用する。

第 7 章 自衛隊の災害派遣要請

本編第 4 編第 7 章「自衛隊の災害派遣要請」を準用する。

第 8 章 消防防災ヘリコプターの応援要請

本編第 4 編第 8 章「消防防災ヘリコプターの応援要請」を準用する。

第 9 章 山口県広域消防応援・受援基本計画

本編第 4 編第 9 章「山口県広域消防応援・受援基本計画」を準用する。

第 10 章 ボランティア活動の支援

本編第 4 編第 10 章「ボランティア活動の支援」を準用する。

第 11 章 災害救助法の適用

本編第 4 編第 11 章「災害救助法の適用」を準用する。

第12章 南海トラフ地震防災対策推進計画

基本的な考え

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震による被害の発生を防止又は軽減するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項等を定め、地震防災体制の推進を図る。

第1節 総則

第1項 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号。以下「法」という。)第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

※推進地域

平成26年3月28日に、周南市の他、下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町及び平生町が推進地域の指定を受ける。(1都2府26県707市町村(平成26年3月28日現在))

※推進地域の指定基準

- ①震度6弱以上の地域
- ②津波高が3m以上で海岸堤防が低い地域
- ③防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮

第2項 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(以下「防災関係機関」という。)の処理すべき事務又は業務については、周南市地域防災計画震災対策編(以下「震災対策編」という。)第1編第1章第4節に定めるとおりである。

第2節 災害対策本部等の設置等

第1項 災害対策本部等の設置

市長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震(以下「地震」という。)が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに周南市災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部(以下「災害対策本部等」という。)を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

震災対策編第3編第1章第1節を準用する。

第2項 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、周南市災害対策本部設置条例に定めるところによる。

震災対策編第3編第1章第1節を準用する。

第3項 災害応急対策要員の参集

- 1 市長は、通常の交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画を別に定める。
- 2 職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努める。
震災対策編第3編第1章第1節を準用する。

第3節 南海トラフ地震の概要

第1項 地震の概要(図1)

駿河湾から土佐湾までの南海トラフのプレート境界では、歴史的に見て、概ね100～150年の間隔で海溝型の巨大地震が発生している。この地域における地震は震源位置によって、東海地震、東南海地震、南海地震と呼ばれるが過去に3地震が個別に又は2地震あるいは3地震が同時に発生した様々なケースがあったと考えられている。

このうち、駿河湾付近では、1854年の安政東海地震の後、約160年間にわたり巨大地震が発生しておらず、プレート境界での歪みが臨界状態まで蓄積している可能性が高く、いつ巨大な地震(東海地震)が発生してもおかしくない想定されている。

一方、東海地震の震源域と連なる遠州灘西部から土佐湾までの南海トラフのプレート境界においては、1854年の安政東海地震と安政南海地震の後、1944年に昭和東南海地震、1946年に昭和南海地震が発生している。

昭和東南海地震では東海地震の想定震源域が未破壊のまま残り、また、昭和南海地震はそれ以前に同地域で発生した地震に比べやや小さい規模とされている。巨大地震の発生間隔が約100～150年であることから考えると、今世紀前半にも当該地域で巨大な地震が発生する状況にあることが懸念されている。

東海地震が発生していない現状に鑑み、平成23年8月に内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」においては、「科学的に想定し得る最大規模の地震・津波」を想定した検討が行われ、関東から四国・九州にかけて極めて広い範囲で強い揺れと巨大な津波が想定されることとなった。

南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、①極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること、②津波の到達時間が極めて短い地域が存在すること、③時間差を置いて複数の巨大地震が発生する可能性があること、④これらのことから、その被害は広域かつ甚大になること、⑤南海トラフ巨大地震になった場合には、被災の範囲は超広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く様相が異なると考えられること等が挙げられる。

第2項 地震発生確率

国の地震調査研究推進本部(文部科学省に設置)地震調査委員会では、今後の地震発生確率を次のとおり評価している。

領域名	長期評価で予想した地震規模(マグニチュード)	地震発生確率		
		10年以内	30年以内	50年以内
南海トラフ	8～9クラス	30%程度	70～80%程度	90%程度もしくはそれ以上

※2021年1月1日時点の評価

第3項 南海トラフ巨大地震の被害想定(表1)

山口県内の被害は、死者が最大で614人と想定され、このうち582人(95%)が津波によるものである。建物の全壊・焼失棟数は最大で5,926棟と想定され、このうち津波によるものが3,454棟と最も多く、

次に多いのが1,771棟の液状化によるものである。

ライフラインや交通施設の被害は主に揺れの大きい県東部や津波の影響を受ける沿岸部において多く、避難者は約16.8万人(1日後)、経済被害額は約1.2兆円と想定される。

以下の表に示す被害想定は、山口県の合計を主に明記している。

1 震度分布 (図2、表1)

南海トラフ巨大地震は、東海、東南海、南海、日向灘等のトラフ沿いに震源を持つマグニチュード9クラスの地震を想定しており、山口県は震源からの距離が比較的離れているが、揺れ、液状化、津波による影響を受ける。

柳井市で震度6強が、岩国市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町で震度6弱が、周南市やその他の市町では震度5強ないし5弱の揺れが想定されている。

2 津波の高さ及び浸水面積 (図3～図5、表1、表2)

山口県では、瀬戸内海沿岸で、3.8～3.0mの最高津波水位と、浸水面積(1cm以上、以下同じ。)8,659haが想定されている。

周南市における最大津波水位は最大で3.7m(図4)、代表地点における最高津波水位は徳山下松港(徳山地区、以下同じ。)、福川漁港とともに3.5mと想定されている。また周南市における浸水面積は494haとなっている。

3 津波が到達するまでの時間 (表1、表2)

山口県では、最高津波水位が県内沿岸に最も早く到達する時間は116分となっている。また、地震発生後に±20cm(海辺にいる人の人命に影響する恐れのある水位の変化)の変動が生じるまでの時間で最短となるのは18分となっている。

周南市では、最高津波水位到達時間は徳山下松港で143分、福川漁港で139分となっており、また、±20cm変動時間は、徳山下松港で47分、福川漁港45分となっている。

4 人的被害 (被害が最大となるもの、表1)

区分	建物倒壊	津波※1	土砂災害	火災	塀倒壊等	合計	備考
死者数	28人	582人	4人	0人	0人	614人 ※2(49人)	夏12時
負傷者数	1,353人	118人	6人	0人	0人	1,477人 ※2(4人)	冬深夜

※1 早期避難率は低い(「すぐに避難する」20%、「避難するがすぐに避難しない」50%、「切迫避難あるいは避難しない」30%)条件で算定

※2 合計欄のカッコ内数字は周南市の被害で内数

5 建物被害 (被害が最大となるもの、表1)

区分	揺れ	津波	液状化	土砂災害	火災	合計	備考
全壊・焼失棟数	609棟	3,454棟	1,771棟	61棟	31棟	5,926棟 ※(128棟)	冬18時
半壊棟数	7,168棟	32,968棟	2,761棟	124棟	-	43,021棟 ※(2,286棟)	

※合計欄のカッコ内数字は周南市の被害で内数

6 ライフライン被害

区 分		直 後	1 日 後	1週間後	1ヶ月後
上水道	断水人口	210,612 人 (14.5%)	159,116 人 (11.0%)	75,841 人 (5.2%)	8,974人 (0.6%)
下水道	支障人口	6,275 人 (0.7%)	6,275 人 (0.7%)	6,275 人 (0.7%)	0 (－)
電 力	停電軒数	14,432 軒(1.6%)	9,599 軒 (1.1%)	0 (－)	0 (－)
固定電話	不通回線数	9,381回線(2.0%)	7,615回線(1.6%)	7,615回線(1.6%)	0 (－)
ガ ス	供給停止戸数	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)

※ 1 日後以降の停電軒数及び不通回線数は、津波により建物全壊した停電軒数、不通回線数を応急復旧対象外として除いている。

7 交通施設被害

区 分		津波浸水域外	津波浸水域
道 路		344箇所	115箇所
鉄 道	新幹線	5箇所	－
	在来線	183箇所	52箇所

8 生活支障等

区 分		1 日 後	1週間後	1ヶ月後
避難者	避難所避難	111,571人	17,127人	5,482人
	避難所外避難	56,073人	5,179人	12,790人
	合 計	167,643人 ※(18,120人)	22,306人	18,272人

※ カッコ内数字は周南市の避難者数で内数

災害廃棄物	災害廃棄物 (がれき等)	津波堆物(土砂・泥状物等)
発 生 量	61万トン	222～471万トン

9 経済被害(直接被害)

被災地において、公共、民間を通じて損壊・喪失した施設や資産を震災前と同水準まで回復させるために必要な費用の推計

民間部門	公共部門	合 計
約1.0兆円	約0.2兆円	約1.2兆円

10 防災・減災対策による被害軽減効果

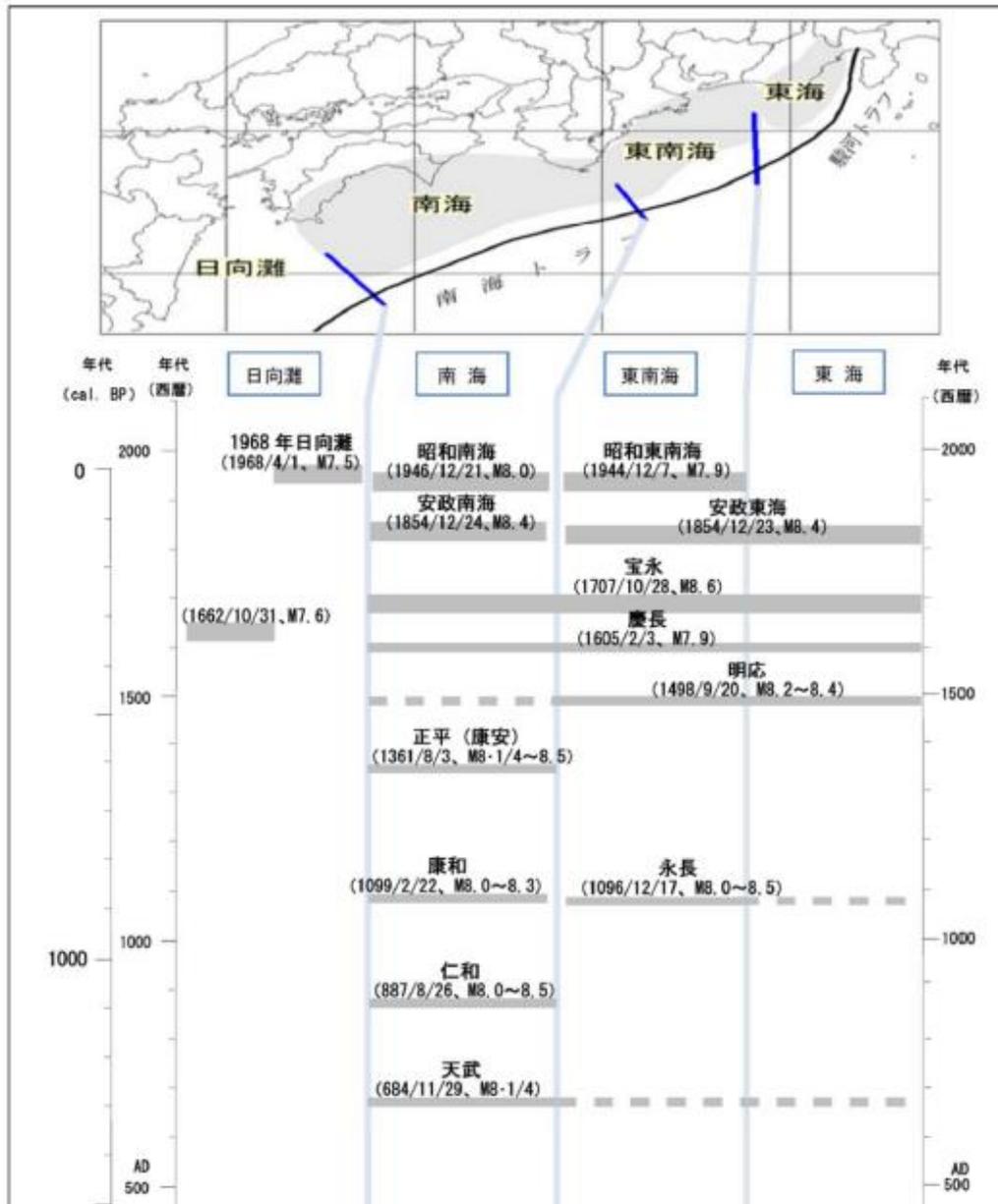
(1) 早期避難による死者数の軽減 (津波)

早期避難率を100%(全員が地震発生後にすぐに避難を開始)まで向上させると死者582人が0人に減少【100%減】

(2) 建築の耐震化による死者数の軽減 (建物倒壊)

耐震化率を100%まで向上させると死者28人が0人に減少【100%減】

図1 南海トラフ沿いで発生が知られているプレート境界地震



参考文献

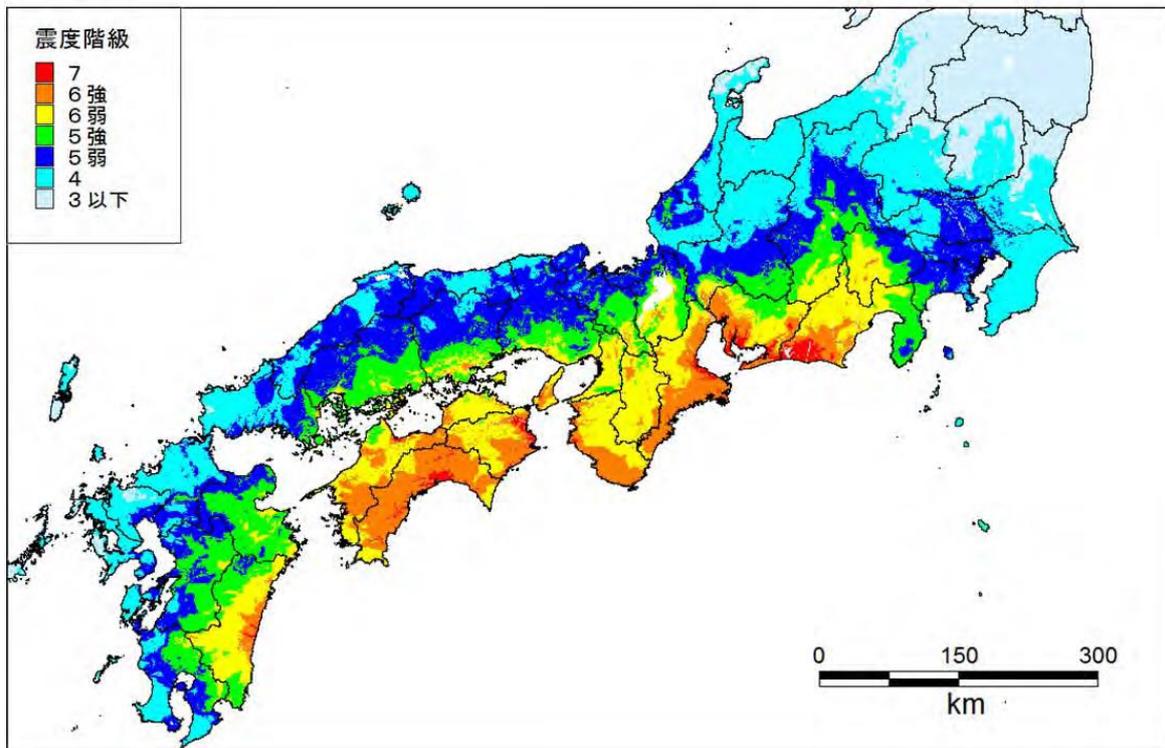
- 1) 679年～1884年：気象庁（1983）、被害地震の表と震度分布図
- 2) 1885年～1980年：宇津（1982）、日本付近のM6.0以上の地震及び被害地震の表：1885年～1980年
- 3) 1951年～1995年5月：気象庁、地震月報

注) 重複する地震の緒元は、上記の順位で採用した。

※1605 慶長地震以前の地震の震源域の広がりについては、信頼性に留意が必要である。

出典：中央防災会議「南海トラフの巨大地震モデル検討会」（平成23年12月27日中間とりまとめ）資料

図2 陸側ケースの震度分布



陸側ケースの震度分布

出典：内閣府南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ「南海トラフ巨大地震の被害想定について（第1次報告）」（平成24年8月29日中央防災会議）

図3 最高津波水位分布（山口県瀬戸内海沿岸東部）

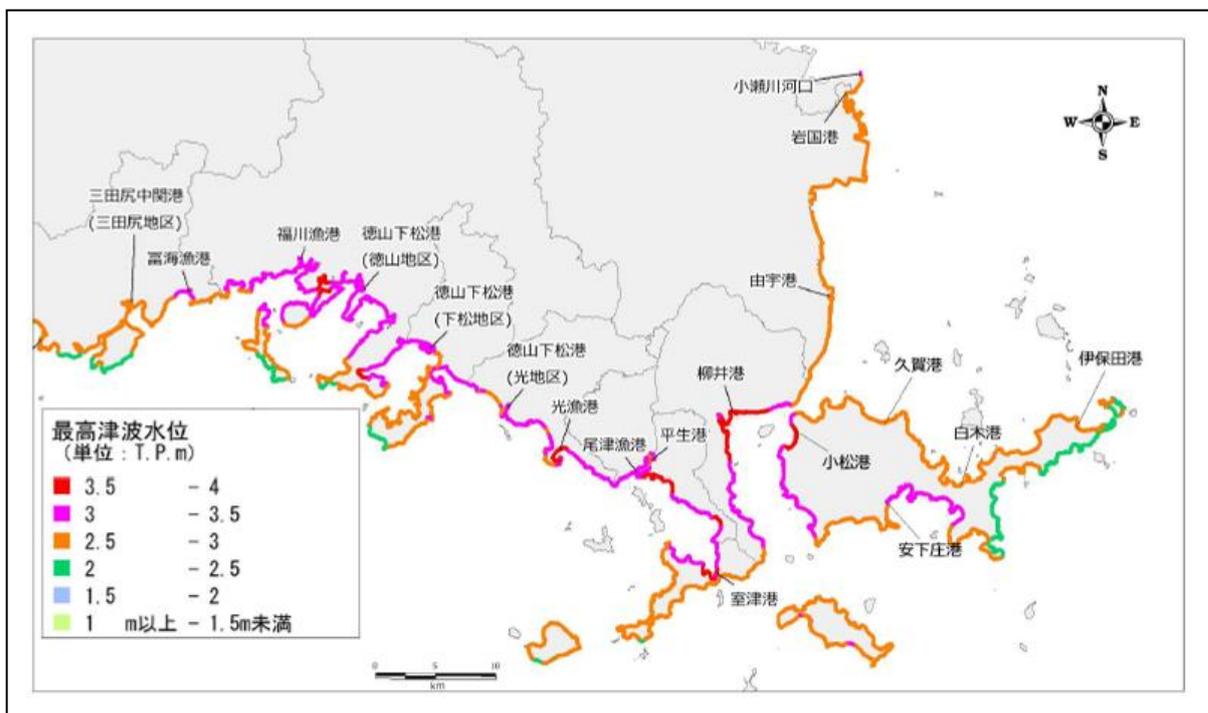


図4 最大値における市町ごとの最高津波水位（山口県瀬戸内海沿岸東部）

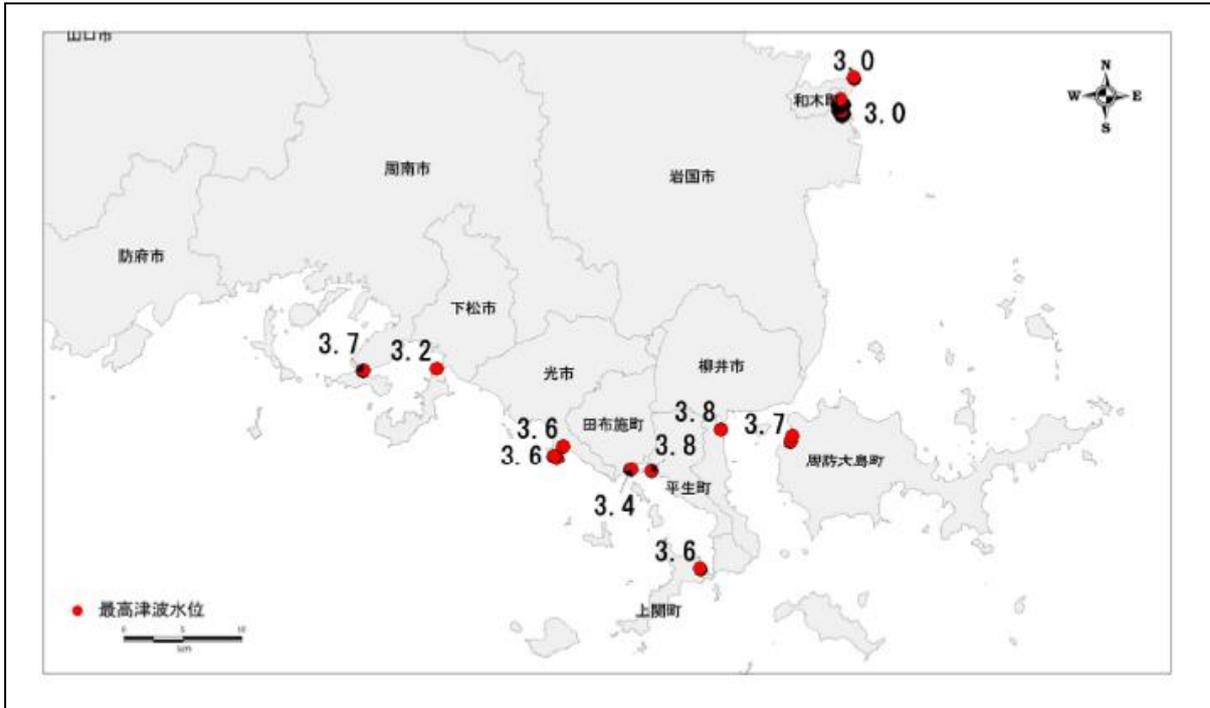


図5 津波浸水想定（山口県瀬戸内海沿岸東部）

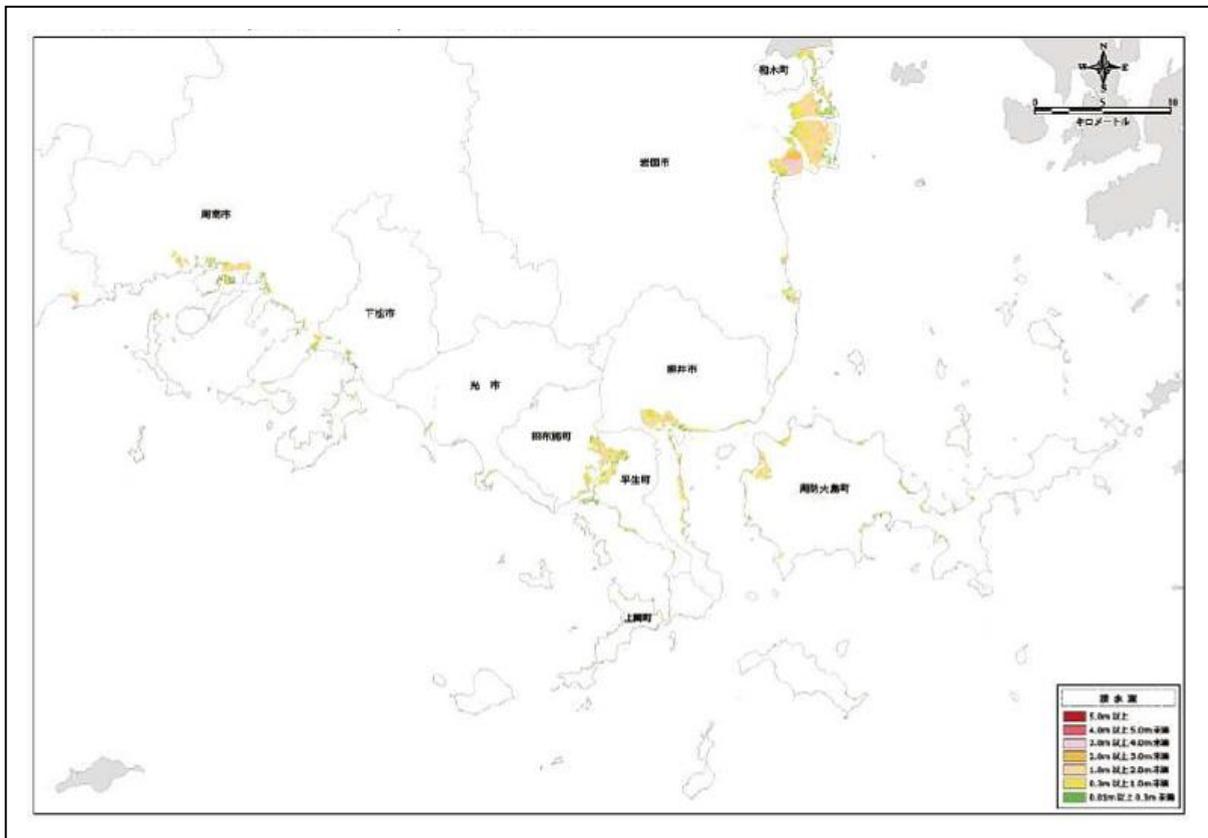


表1 南海トラフにおける主な被害想定結果

市町名	地震動 震度	津波			被害想定					
		代表地点における※2		※3 浸水面積 (ha)	人的被害(人)		建物被害(棟)			生活支障(人)
		最高津波 水位 (T.P.m)	最高津波 水位 到達時間 (分)		死者	負傷者	全壊棟 数	火災に よる建 物被害	半壊棟 数	避難者
下 関 市	5弱	3.8	245	637	38	0	166	0	852	15,570
宇 部 市	5強	3.2	306	610	29	0	423	0	3,694	18,252
山 口 市	5強	3.2	308	1,666	21	7	641	0	1,565	9,059
萩 市	5弱	-	-	-	0	0	32	0	3	23
防 府 市	5強	3.1	133	1,030	1	6	219	0	1,525	9,579
下 松 市	5強	3.2	130	90	0	1	31	0	258	1,442
岩 国 市	6弱	3.0	223	1,573	286	833	1,637	31	14,205	41,168
光 市	5強	3.6	116	82	0	3	205	0	334	7,728
長 門 市	5弱	-	-	-	0	0	0	0	0	0
柳 井 市	6強※1	3.8	174	474	70	190	725	0	8,069	12,590
美 祢 市	5弱	-	-	-	0	0	0	0	0	0
周 南 市	5強	3.5	139	494	49	4	128	0	2,286	18,120
山陽小野田市	5弱	3.7	251	830	45	3	746	0	3,099	11,962
周防大島町	6弱	3.7	173	455	71	230	351	0	2,374	7,735
和 木 町	6弱	3.0	218	71	1	98	297	0	1,601	3,619
上 関 町	6弱	3.6	128	117	1	32	44	0	470	2,121
田 布 施 町	6弱	3.4	124	157	0	21	49	0	551	2,200
平 生 町	6弱	3.8	128	373	1	49	202	0	2,138	6,476
阿 武 町	5強	-	-	-	0	0	0	0	0	0
合計 ※4				8,659	614	1,477	5,895	31	43,021	167,643

※1 6強は平郡島のみ。平郡島以外の最大は6弱

※2 市町ごとに設定している主要な港湾・漁港等（代表地点）での最高津波水位
代表地点が複数ある場合は高い値を採用

※3 浸水面積は、河川等部分を除いた陸域部の浸水深1cm以上の面積
小数点以下第1位を四捨五入

※4 小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある

表2 代表地点の最高津波水位等

市町	代表地点	南海トラフ巨大地震					
		最高津波水位			海面変動影響開始時間(分)		
		(T.P.m)	うち(m) 津波波高	到達時間	±20cm	上昇 下降	+1m
下関市	下関漁港	1.5	0.5	652	273	上昇	-
	下関港(岬之町)	2.4	1.3	251	126	下降	239
	下関港(長府)	3.8	1.9	245	105	下降	225
宇部市	宇部港	2.9	1.0	389	82	下降	-
	丸尾港	3.2	1.6	306	66	下降	155
山口市	相原漁港	2.5	0.9	337	75	下降	-
	秋穂漁港(秋穂地区)	3.1	1.5	367	63	下降	259
	秋穂漁港(大海地区)	3.2	1.6	308	59	下降	137
防府市	西浦漁港	2.7	1.1	142	50	下降	298
	三田尻中関港(中関地区)	3.0	1.4	307	48	下降	141
	三田尻中関港(三田尻地区)	2.8	1.2	126	51	下降	124
	富海漁港	3.1	1.5	133	43	下降	130
下松市	徳山下松港(下松市地区)	3.2	1.5	130	44	下降	123
岩国市	由宇港	2.8	0.9	418	33	下降	-
	岩国港	3.0	1.2	223	32	下降	205
光市	徳山下松港(光地区)	3.5	1.8	123	35	下降	114
	光漁港	3.6	2.0	116	34	下降	113
柳井市	柳井港	3.8	2.2	174	18	下降	106
周南市	福川漁港	3.5	1.9	139	45	下降	129
	徳山下松港(徳山地区)	3.5	1.9	143	47	下降	132
山陽小野田市	埴生漁港	3.7	1.8	251	107	下降	222
	小野田港	3.4	1.6	245	100	上昇	225
周防大島町	久賀港	2.8	1.2	417	40	下降	178
	白木港	2.8	1.2	426	24	上昇	191
	伊保田港	2.6	1.0	197	105	下降	-
	安下庄港	3.3	1.7	169	46	下降	125
	小松港	3.7	2.1	173	25	下降	108
和木町	小瀬川河口	3.0	1.2	218	31	下降	206
上関町	室津港	3.6	2.0	128	32	下降	114
田布施町	尾津漁港	3.4	1.7	124	35	下降	116
平生町	平生港	3.8	2.1	128	38	下降	120

第4節 地震発生時の応急対策等

第1項 地震発生時の応急対策

1 情報の収集・伝達

震災対策編第3編第2章を準用する。

2 施設の緊急点検・巡視

市は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

3 二次災害の防止

市は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等についても留意する。

4 救助・救急・消火・医療活動

震災対策編第3編第5章第2節及び周南市地域防災計画本編（以下「本編」という。）第4編第1章を準用する。

5 物資調達

本編第4編第4章を準用する。

6 輸送活動

本編第4編第5章を準用する。

7 保健衛生・防疫活動

本編第4編第3章を準用する。

第2項 資機材、人員等の配備手配

1 市は、必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保状況及び人員の配備状況を把握し、必要により当該物資等の供給及び人員の派遣等について県に要請する。

県は、必要に応じ、県が保有する物資等の放出及び市町間のあっせん並びに市町等への人員派遣等、広域的な措置をとる。

2 防災関係機関は、地震が発生した場合において、周南市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

本編第1編第1章第5節を準用する。

第3項 応援要請

1 市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、周南市地域防災計画 資料編第2章に明記してあるとおりである。

- 2 市は必要があるときは、1に掲げる応援協定に従い応援を要請する。
- 3 市は必要があるときは、県知事に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の災害派遣要請を要求する。
 - (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - (2) 派遣を希望する期間
 - (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (4) その他参考となるべき事項なお、災害派遣を要請する予定の事項は、本編第4編第7章に定めるとおりである。
- 4 県は、災害が発生し、他の都道府県からの緊急消防援助隊、警察の広域緊急援助隊を受け入れることとなった場合に備え、消防庁、代表消防機関、県警察及び中国管区警察局と連絡体制を確保し・活動拠点の確保等受け入れ体制を確保するように努める。

第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1項 津波からの防護のための施設の整備等

- 1 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門等(自動・遠隔操作によるもの及び安全に閉鎖が可能なもの)の閉鎖、工事中の場合は工事の中断の措置等を講ずるとともに、津波に関する情報収集をする。

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく。
- 2 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定める。
 - (1) 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画
 - (2) 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
 - (3) 水門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
 - (4) 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の整備の方針及び計画
 - (5) 同報無線の整備等の方針及び計画
 - (6) 津波に関する情報入手の手段

第2項 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は震災対策編第3編第2章のとおりとするほか市は次の事項にも配慮する。

- 1 津波に関する情報が、管轄区域内の居住者、公私の団体(以下「居住者等」という。)及び観光客、釣り客やドライバー等(以下「観光客等」という。)並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること
- 2 船舶に対する津波警報等の伝達
- 3 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置
- 4 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握

第3項 避難対策等

- 1 県は、津波防災地域づくり法に基づき、津波浸水想定の設定や津波災害警戒区域の指定を行う。
- 2 市は、県の津波浸水想定等を踏まえ、居住者等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるように津波ハザードマップの作成・見直しに努めるとともに、その周知を図る。
- 3 市は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示等の具体的な発令基準・避難訓練の内容等を記載した津波避難計画の早期作成に努める。
- 4 市は、想定される最大規模の津波にも対応できる避難場所として、国、県の庁舎等や民間施設を含む緊急避難場所・津波避難ビル等の適切な指定を行う。
- 5 市は、避難対策について、県と必要な連絡調整を行うとともに、次の点について協力を得る。
なお、この場合、老人、子ども、病人、障害者等要配慮者に対する支援や出張者、旅行者及び外国人等に対する誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間に配慮した対応を実施する。
 - (1) 県の管理する施設を避難場所として開設する際の協力
 - (2) 避難に当たり他人の介護を必要とする者を収容する施設のうち県が管理するものについて、収容者の救護のため必要な措置
- 6 市は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。
- 7 市は、帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するため、徒歩帰宅のための支援策等を講じることとし、震災対策編第3編第4章を準用する。

第4項 消防機関等の活動

1 市

消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定める。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 土嚢等による応急浸水対策
- (4) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- (5) 救助・救急等
- (6) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保
- (7) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

※担当【全】消防本部

2 水防管理団体

地震発生時には、次のような措置をとる。

- (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (2) 水門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- (3) 水防資機材の点検、整備、配備

※担当【全】水産課、河川港湾課

第5項 水道、下水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

水道管の破損等による二次災害を軽減させるため、本編第5編第1章第3節に定める措置を講じる。

※担当【全】上下水道局

2 下水道

下水道管の破損等による二次災害を軽減させるため、本編第5編第1章第4節に定める措置を講じる。

※担当【全】上下水道局

3 電気

(1) 電気事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。

(2) 指定公共機関中国電力ネットワーク(株)周南ネットワークセンターが行う措置
本編第5編第1章第1節第1項及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

4 ガス

(1) ガス事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施する。

(2) 指定地方公共機関山口合同ガス株式会社が行う措置
本編第5編第1章第2節第1項及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

5 通信

(1) 指定公共機関西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ中国支社が行う措置
本編第5編第1章第5節及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

6 放送

(1) 指定公共機関NHK山口放送局が行う措置
本編第3編第3章第2節及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

(2) 指定地方公共機関山口放送株式会社、テレビ山口株式会社、株式会社エフエム山口、山口朝日放送株式会社が行う措置
本編第3編第3章第2節及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

(3) 株式会社シティケーブル周南、Kビジョン株式会社、エフエム周南株式会社が行う措置
本編第3編第3章第2節に定める措置を講じる。

第6項 交通対策

1 道路

県公安委員会及び道路管理者は、津波来襲のおそれがあるところでの交通規制、避難路についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知する。

※担当【全】道路課

2 海上

徳山海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等、必要な措置を実施する。

3 鉄道

走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等における運行の停止その他運行上の措置、各事業者が策定する対策計画に定める措置を講じる。

4 乗客等の避難誘導

船舶、列車等の乗客や駅、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等については、各事業者が策定する対策計画に定めるものとする。

本編第4編第5章を準用する。

第7項 市が管理又は運営する施設に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、市民センター、会館、社会教育施設(美術博物館、図書館等含む。)、社会体育施設、社会福祉施設、病院、学校、競艇場等の管理上の措置は概ね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

① 津波警報等の入場者等への伝達

ア 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討する。

イ 避難地や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討する。

なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する方法を明示する。

② 入場者等の安全確保のための退避等の措置

③ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

④ 出火防止措置

⑤ 水、食料等の備蓄

⑥ 消防用設備の点検、整備

⑦ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

① 病院、療養所、診療所

重症患者、新生児等、自力での移動が不可能又は困難なものの安全確保のための必要な措置

② 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、

ア 当該学校等が、所在市町の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置

イ 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合(例えば特別支援学校等)、これらの者に対する保護の措置

③ 社会福祉施設

重度障害者、高齢者等、自力での移動が不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置
なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

※担当【全】防災危機管理課、人事課、地域づくり推進課、文化スポーツ課、こども支援課、あんしん子育て室、地域福祉課、高齢者支援課、生活支援課、健康づくり推進課、地域医療課、商工振興課、ポートレース事業局、教育政策課、生涯学習課、学校教育課、学校給食課、中央図書館、消防本部、沿岸部にある各施設管理者

【本】榑浜支所、鼓南支所、夜市支所、戸田支所、大津島支所及び各市民センター

【新】地域政策課、市民福祉課

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 災害対策本部又は現地対策本部がおかれる庁舎等の管理者は、「1(1)各施設に共通する事項」に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

- ① 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- ② 無線通信機等通信手段の確保
- ③ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) 県は、市が定める避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入・配備への協力及び、市が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力する。

3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については原則として工事を中断する。

第8項 文化財保護対策

文化財に係る、災害による被害軽減を図るため、市は以下のような対策を推進する。

- 1 被災文化財を速やかに救出できるよう文化財の所在リストを整備する。
- 2 土砂災害、洪水、高潮、津波等のハザードマップを活用し、文化財の被害想定を確認するとともに、安全な管理場所への移動を検討する。
- 3 未指定文化財が被災ゴミとして廃棄されないよう、所有者への文化財の価値の周知等に取り組む。
- 4 防災設備の点検・整備を行う。
- 5 消防、県教育委員会、被災文化財の救出・保全業務を推進する民間団体等関係機関との連携強化に努める。
- 6 消防機関への通報、消火、文化財の搬出・避難誘導等の防災訓練を実施する。
- 7 文化財の所有者又は管理団体等に対して、防災組織の活用、災害時における防災の方法等の防災措置についての指導を徹底する。

※担当【全】生涯学習課

第6節 時間差発生等への対応

第1項 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、【震災対策編 第3編 第1章第1節、第2章第1節】を準用する。

第2項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の

役割分担や連絡体制は【震災対策編 第3編 第1章第1節、第2章第1節】を準用する。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については【本編 第3編 第3章 第1節】を準用する。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制を整備するものとする。その収集体制は、【震災対策編 第3編 第2章 第2節】に定めるとおりとする。

4 災害応急対策をとるべき期間等

県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。

また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

5 県のとるべき措置

県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

6 消防機関等の活動

- (1) 市町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、津波警報等の情報の的確な収集及び伝達を重点として、その対策を定めるものとする。
- (2) 県は、市町の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置をとるものとする。
- (3) 水防管理団体等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に水防活動が円滑に行われるよう、必要な措置をとるものとする。

7 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

- ア 正確な情報の収集及び伝達
- イ 不法事案等の予防及び取締り
- ウ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

8 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

必要な飲料水を供給する体制を確保するものとし、【本編 第5編 第1章 第3節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

(2) 電気

- ① 電気事業者は、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。
- ② 指定公共機関中国電力ネットワーク(株)周南ネットワークセンターが行う措置
必要な電力を供給する体制を確保するものとし、【本編 第5編 第1章 第1節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

(3) ガス

- ① ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。
- ② 指定地方公共機関山口合同ガス株式会社が行う措置
必要なガスを供給する体制を確保するものとし、【本編 第5編 第1章 第2節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

(4) 通信

指定公共機関西日本電信電話株式会社山口支店は、【本編 第5編 第1章 第5節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

(5) 放送

各放送局が行う措置【本編 第3編 第3章 第2節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

9 金融

指定公共機関日本銀行下関支店は、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置を行うものとする。

10 交通

(1) 道路

- ① 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知を図るものとする。
- ② 県は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

(2) 海上および航空

- ① 徳山海上保安部及び港湾管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずるものとする。
- ② 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずるものとする。
- ③ 空港管理者は、推進地域内の飛行場における対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずるものとする。
また、空港管理者は運航者に対し、必要な航空情報の提供等を行うものとする。
後発地震の発生に備えて応急対策活動の基地として使用するものについて、事前に必要な体制を整備するものとする。

(3) 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。

また、津波により浸水する恐れのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行うものとする。

1.1 県自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

県が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、動物園、病院、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおり。

① 各施設に共通する事項

- ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- ク 各施設における緊急点検、巡視

② 個別事項

- ア 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
- イ 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置
- ウ 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置
- エ 幼稚園、小・中学校等にあつては児童生徒等に対する保護の方法
- オ 社会福祉施設にあつては、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

① 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、(1)の①に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

② 市町推進計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

③ 県は、市町村が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力するものとする。

(3) 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上必要な措置を講ずるものとする。

1.2 滞留旅客等に対する措置

市町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、必要に応じて、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を行うものとする。

第3項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は【震災対策編 第3編 第2章 第1～4節】を準用する。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については【震災対策編 第3編 第2章 第4節】を準用する。

3 災害応急対策をとるべき期間等

県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

4 県のとるべき措置

県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

また、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

具体的な施設整備等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。

1 建築物、構造物等の耐震化

震災対策編第2編第6章に定めるところによるほか、別に整備計画を定めるものとする。

2 避難場所の整備

本編第3編第5章第3節及び震災対策編第2編第5章第1項に定めるところによるほか、別に整備計画を定めるものとする。

3 避難路の整備

震災対策編第2編第5章第2項に定めるところによるほか、別に整備計画を定めるものとする。

4 津波対策施設

震災対策編第2編第8章第3節に定めるところによるほか、別に整備計画を定めるものとする。

5 消防用施設の整備等

市は、消防用施設及び消防用資機材の整備事業計画を、別に定めるものとする。

※担当【全】消防本部

6 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備

市及び県は、緊急輸送道路等の整備事業計画を、別に定めるものとする。

7 通信施設の整備

市、県、その他防災関係機関は第3編第2章に定める情報の収集及び伝達計画に従い、地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設の整備計画を、別に定めるものとする。

第8節 防災訓練計画

市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び市民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震を想定した防災訓練を、少なくとも年1回以上実施するものとする。

訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、次に掲げるもののほか、本編第2編第3章に明記してある事項を、より高度かつ実践的に行う。

- (1) 動員訓練及び本部運営訓練
- (2) 津波警報等の情報収集、伝達訓練
- (3) 警備及び交通規制訓練

※担当【全】防災危機管理課

第9節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、県、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 市職員に対する教育

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、次の事項を含む防災教育を行う。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (4) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (6) 職員等が果たすべき役割
- (7) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (8) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

※担当【全】防災危機管理課

2 市民等に対する教育

市は、県及び関係機関と協力し、市民等に対する防災教育を実施するものとする。

実施にあたっては、印刷物、ビデオ等の映像を有効に活用しながら、次の事項を含む形で、各種集会の実施など職域や地域の実情に合わせ、より具体的かつ実践的な内容とする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (4) 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合に防災上とるべき行動に関する知識
- (6) 正確な情報入手の方法
- (7) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (8) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (9) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- (10) 避難生活に関する知識
- (11) 平素住民が実施しうる応急手当、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄・家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- (12) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- (13) 被災者への行政からの支援制度、相談窓口等
震災対策編第2編第8章を準用する。

※担当【全】防災危機管理課、消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

【本】各支所

【新】【熊】【鹿】地域政策課

3 児童、生徒等に対する教育

震災対策編第2編第1章に定めるところによる。

4 防災上重要な施設管理者に対する教育

震災対策編第2編第1章に定めるところによる。

5 自動車運転者に対する教育

震災対策編第2編第1章に定めるところによる。

6 相談窓口の設置

市及び県は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、周知徹底を図る。

※担当【全】防災危機管理課

第13章 津波災害応急対策

津波からの避難は、住民自ら津波警報等の情報を把握し、迅速かつ主体的に避難することが最も重要であることから、住民等が円滑かつ安全に避難行動がとれるよう対策を定める。

第1節 避難指示等の伝達

第1項 避難指示等の発令

津波には、到達時間の極めて短いものから、到達まで相当の時間を要するものまでであるが、情報収集や総合的な判断に時間を費やすことによって避難が遅れることのないよう、次の判断基準に基づき、いずれかの場合にただちに避難指示等を行う。

- 1 強い揺れ（震度4以上）若しくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合
※ 沿岸近くで地震が発生した場合、極めて短時間で津波が到達することも考えられるので、津波被害が発生する地震の特徴をあらかじめ把握しておくとともに、地震発生後に津波に対する安全性が確認できない場合は、直ちに避難指示等を発令する必要がある。
- 2 大津波警報、津波警報を覚知した場合

第2項 避難指示等の伝達

避難指示等は、次の事項について、その内容を明らかにして実施する。

- 1 避難指示等を行った市は、速やかにその内容を広報車、報道機関の協力等あらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。
この場合、情報の伝わりにくい高齢者、障害者等への伝達や夜間における伝達には、特に配慮する。
- 2 津波警報等に応じて自動的に避難指示等を行う場合でも、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域の住民等に伝達する。

第3項 避難指示等の解除

当該津波予報区の津波注意報・警報が解除されるまで、避難指示等の解除は行わない。

第2節 住民等の避難行動

沿岸地域において強い揺れを感じた時は、住民、船舶等は、次の避難行動をとるものとする。

1 住民に対する内容

- (1) 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで高台や津波避難ビル等に避難する。
- (2) 正しい情報をラジオ、テレビ等を通じて入手する。
- (3) 揺れを感じなくても津波注意報が発表されたときは直ちに海岸から離れ、津波警報が発表されたときは急いで高台や津波避難ビル等に避難する。
- (4) 津波注意報でも危険であるので海水浴や海釣りは行わない。
- (5) 津波は繰り返し襲ってくるので警報、注意報解除まで避難を継続し、沿岸部に近づかない。

2 船舶に対する内容

- (1) 強い揺れ（震度4以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い広い海域）に退避する。
- (2) 正しい情報をラジオ・テレビ等を通じて入手する。
- (3) 揺れを感じなくても津波警報、注意報が発表されたときは、直ちに港外（水深の深い広い海域）に避難する。
- (4) 港外に避難できない小型船舶は、直ちに陸上の高台に避難する。
- (5) 津波は繰り返し襲ってくるので警報、注意報解除までは沿岸部に近づかない。

第3節 避難誘導

- 1 市は津波避難計画に基づき、住民等が迅速かつ安全に避難が行えるよう誘導する。
- 2 避難誘導や防災対策を行う消防職団員や警察官、市職員については、安全が確保されることを前提とした上で、避難誘導を行う。
- 3 予想される津波到達時間を考慮しつつ、高齢者、障害者、妊産婦等避難行動要支援者の避難支援等を行う。

第4節 津波災害情報等の連絡体制

- 1 県及び市、防災関係機関等は震災対策編第3編第2章「災害情報の収集・伝達」により、津波等に関する必要な情報を迅速かつ正確に把握し、入手した情報を速やかに住民及び関係機関に伝達する。
- 2 県及び市は、津波警報、避難指示等の伝達にあたっては、走行中の車両、運航中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも伝達できるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM含む。）、Lアラート、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。
- 3 報道機関の協力を受けて、住民等に対し広報を行う。